

第八次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和7年度

主要施策

3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

◇障害者条例に基づき、相談活動等を通じて個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について、様々な立場の関係者で協議し、障害のある人に優しい取組を応援します。同条例及び障害者差別解消法について周知し、障害のある人への理解を広げ、障害のある人への差別をなくすための取組を推進します。

◇障害のある人への虐待の防止や早期発見・早期対応を図るため、市町村等関係機関との連携強化や研修の実施、県民への周知啓発等に努めます。

◇障害者差別解消支援地域協議会が各市町村に設置されるよう課題などを収集し情報提供を行い支援するなど、同協議会の活性化を図ります。

◇県で策定した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を周知するほか、視聴覚障害者情報提供施設である点字図書館、聴覚障害者情報提供施設や、障害者ITサポートセンターの安定的な運営に努めます。

◇手話言語等条例等に基づき、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成や、手話等の普及を促進します。

◇点訳・朗読奉仕員、失語症者向け意思疎通支援者等の人材養成に取り組み、情報・コミュニケーションのバリアフリーを推進します。

◇「障害のある人に関するマーク」の県民への周知と理解の促進に取り組みます。

基本施策

- (1) 障害のある人への理解の促進
- (2) 子どもたちへの福祉教育の推進
- (3) 地域における権利擁護体制の構築
- (4) 地域における相談支援体制の充実
- (5) 手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進
- (6) 情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
6	14	7	2	1	3		1
7		6	3	3	1		1
8							

主要施策の取組状況等

令和7年度	【取組結果】 (1)障害者差別解消法及び障害者条例の周知・啓発活動を行い、障害のある人への理解促進及び差別解消に努めました。 (2)福祉教育関係者を対象に、参集形式やオンデマンドにより福祉教育推進員養成研修を開催し、人材の育成に努めました。 (3)県において虐待事案を覚知した場合は、迅速に市町村や労働局等関係機関へ繋ぎ調整や協力を行いました。また、障害者虐待防止に関する各種研修を実施しました。 (4)市町村自立支援協議会等の会議に広域専門指導員が参加する等、市町村との連携強化に努めました。 (5)手話通訳者等の人材育成については、手話通訳者養成講座や要約筆記者養成講座を実施し育成に努めました。また、失語症者向け意思疎通支援者育成のため養成研修を実施しました。 (6)講師派遣依頼があった研修において「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を配付し、必要な配慮を行うよう働きかけました。また、同ガイドラインを県ホームページに掲載し、広く周知しています。
令和8年度	【取組結果への対応】 (1)引き続き、障害者差別解消法及び障害者条例の周知・啓発を行っていきます。 (2)学校や地域に福祉教育を広める人材を育てるため、引き続き、福祉教育推進員養成研修を、福祉教育推進校の指定を受けた学校や団体の方々に受講していただくよう取り組んでいきます。 (3)引き続き、虐待事案を覚知した場合は関係機関に対して調整や協力を行います。また、引き続き障害者虐待防止に関する各種研修を実施していきます。 (4)引き続き、市町村との連携強化に努めます。 (5)今後も引き続き、手話通訳者等の養成に取り組むとともに、県ホームページ等を活用して養成講座の周知を図ります。また、失語症者向け意思疎通支援者養成研修の充実を図り、失語症の理解がさらに広がるよう取り組みます。 (6)引き続き、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を周知し、市町村をはじめとした関係機関や民間事業者においても必要な配慮が行われるよう働きかけていきます。